「アルコール消毒液調達」仕様書

１　件名

　　2025年日本国際博覧会 アルコール消毒液の調達について

２　目的

2025年日本国際博覧会において、感染リスクが考えられる場所に消毒設備（消毒液もしくは手指消毒用アルコールディスペンサー）を設置することとしており、会場内施設の衛生管理を目的としてアルコール消毒液を調達する。

３　調達物品

　　・アルコール消毒液

　　　数量：6,000本（4 標準仕様にて５Lで納品する場合は、4,800本とする。）

　　・手指消毒用アルコールディスペンサーに使用するアルカリ単三乾電池（４本入り）

　　　数量：5,000セット（２本入りでも可とする、その場合は10,000セット）

４　標準仕様

　　・アルコール消毒液

　　　タイプ：液体タイプ（ジェル状は不可）

　　　規格　：容器サイズは問わない（詰替え用）

　　　容量　：４L（左記容量を扱っていない場合は５Lでも可）

　　　成分　：有効（殺菌）成分剤が含まれていること（参考成分：クロルヘキシジングルコン酸塩）

　　　　　　　エタノール濃度が60w/w%（重量％）未満であること

　　　その他：医薬部外品であること

　　　　　　　インフルエンザウイルスに対して効果があること

　　　　　　　インフルエンザウイルスに対して効果があることを証明するデータを提出すること

消防法上の危険物に該当しない商品であること

非危険物であることが確認できる資料を提出すること（例：危険物保安技術協会の危険物データベース登録確認書）

使用期限が令和８年３月末まであること

　　　　　　　水洗い不要で速乾性のあること

　　　　　　　市販のディスペンサーに詰替え可能であること

　　・アルカリ単三乾電池

　　　特に指定なし

５　納入場所

　　博覧会協会が指定する場所

６　納入期限

令和７年３月３１日（月）までとする。

７　納入

　　納入時は博覧会協会職員立会いのもと実施することとする。

８　その他

（１）契約の解除等

・協会は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、催告をすることなく直ちに本契約を解除する。

・協会は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、催告をすることなく本契約を解除する。

（２）暴力団排除に基づく報告等

・受注者は、「公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会発注工事等に係る暴力団排除等手続要領」に基づき、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、協会への報告及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者への 届出（以下「報告」という。）を行わなければならない。

（３）その他

・受注者は、担当職員の指示に従うこと。

・協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード（※）」の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。（※）（https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\_2022/assets/pdf/sustainability/202307\_sus\_code.pdf）

・契約の履行に際して発生したごみ等に関しては、受注者が処理、清掃を行うこと。

・契約の履行に際して、協会並びに第三者に損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状に戻すものとする。

・本業務の実施にあたっては、受注者は発注者と十分調整の上実施すること。

・受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。